

守山市配食サービス業務プロポーザル方式等
実施要項および募集要項

1 業務の目的

ひとり暮らし高齢者および高齢者世帯の者で、市内在住の満 65 歳以上の低所得な高齢者のうち、低栄養状態になる恐れのある高齢者に対し、昼食、夕食またはその両方を宅配の方法により提供し、訪問時に安否および健康状態を確認するとともに、栄養改善を図ることを目的とする。

2 業務名

守山市配食サービス業務

3 業務場所

守山市内全域

4 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり

5 見積上限価格（単価：税込み価格）

普通食 金 800 円（1 食あたり） ※単価契約のため

配慮食 金 1,000 円（1 食あたり） ※単価契約のため

6 履行期間

令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで

7 プロポーザル方式等の採用の具体的な理由

本業務によって宅配する弁当は、高齢者の栄養改善を図るための栄養バランス・食べやすさ等食生活のフレイル予防に配慮した内容が求められる。

また、配達時に対象者の安否確認を行うこととしており、安否確認の方法、緊急時の対応等について、適切な体制を確保できていることが必要となる。

上記の理由から、単に価格のみによって委託業者を決定することができないため。

8 事業者の採択

審査表に基づく審査の上、基準点以上のすべての業者を採択するものとし、採択された事業者が複数の場合は、そのすべてと契約を締結するものとする。

9 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

・実施要項、募集要項発表 令和 5 年 4 月 24 日（月）

・ 質問締め切り	令和5年5月1日（月）午後5時まで
・ 質問回答	令和5年5月8日（月）午後1時から
・ 提案書提出期限	令和5年5月24日（水）正午まで
・ 提案書審査日	令和5年5月25日（木）
・ 審査結果発送	令和5年6月5日（月）

10 プロポーザル方式等の種別

公募型プロポーザル方式

11 参加資格条件

令和5年度役務委託等業務業者登録名簿に登録され、「給食サービス」の配食サービスを希望する者のうち、次の3条件を満たす者。

- (1) 令和4年4月1日以降に高齢者向け配食業務として1日60食以上の実績があること。
- (2) 2時間以内に業務場所へ到着できる地域内に、総括責任者が勤務する営業所等を有すること。
- (3) その他

以下の項目に該当する者は、参加資格を有しないものとする。

- ア 経営状況が健全でなく、市税等を滞納している者
- イ 営業を開始してから公告日の前日までに2事業年度（24か月）以上経過していない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

12 提案書作成要領

(1)から(6)までを下記により提出すること。

- (1) 提案書（下記の内容が記載してあれば、様式は問わない。）

①会社概要

- ・ 事業所の名称、所在地、代表者名、資本金、営業開始日
- ・ 調理施設の所在地（地図の添付）、面積、設備の概要
- ・ 配食専用車両数（保冷車・普通車等内訳）、最高配食調理能力（配食数）
- ・ 従業員数（正社員、臨時社員等）
- ・ 従業員のうち調理師数、栄養士数

②業務受託体制に関する事項

- ・ 配食サービス事業実施マニュアル（安否確認および緊急事態発生時の対処方法、

苦情処理体制、衛生管理についても併せて記載のこと。)

- ・ 利用者との事前面接時における聴取内容概要
- ・ 実績報告書の様式案（例として、利用者宅に配食サービスを行った場合、長寿政策課に提出いただく実績報告の例を記載すること。）
- ・ 配食サービス事業の提供が困難になった場合の代替措置
- ・ 損害賠償責任保険の内容
- ・ 利用者負担金の徴収方法、キャンセル時の対応

(2) 守山市配食サービス提供内容（様式は別添のとおりとする。）

- ・ 例として、当業務で提供できる普通食・配慮食のメニューおよび無料でできる配慮の内容を記載すること。

(3) パンフレット類

- ・ 提供できるメニューの特色とセールスポイントがわかるものであること

(4) 見積書（下記の内容を明記し、様式は別添のとおりとする。）

- ・ 普通食および配慮食の配食サービス各1食あたりの単価（税込み）
- ・ 利用者負担額とその内訳（税込み）

食材費、人件費（調理）を明記のこと。

上記以外で経費がある場合は、その他欄に記載すること。

※参考 令和4年7月から令和5年1月利用分までの実績は次のとおり

登録者 63名（普通食60名、配慮食3名）（令和5年1月31日現在）
配食数 6,312食

(5) 調査票（様式は別添のとおりとする。）

(6) 普通食および配慮食の配食用弁当の見本写真

ア 容器は実際に使用するものであること。

イ 令和5年5月分の献立表を添付の上、普通食および対応できる配慮食（同金額で対応可能な全種）の写真を各1食分提出すること。

なお、おかゆ・刻み食等の対応も可能な場合は、対応可能な内容の写真を提出すること。

例1－ご飯について、普通のご飯以外にやわらかめ、おかゆが対応できる場合。

ご飯を普通、やわらかめおよびおかゆの各1食分ずつの計2食としてもよい。

例2－おかずについて、普通の大きさ以外に刻み食、ペースト状等が対応できる

場合。おかずを普通の大きさ、刻み食およびペースト状の各1食分ずつの計2食としてもよい。

(7) 提出方法

持参もしくは郵送

(8) 提出期限（提案書、見積書、調査票、配食用弁当の写真および献立表）

令和5年5月24日（水）正午 必着

(9) 提出場所

〒524-0013 守山市下之郷三丁目2番5号 守山市福祉保健センター内
守山市健康福祉部 長寿政策課 高齢福祉係

(10) 記入上の注意

- ・提出期限に遅れたものは失格とする。
- ・提出書類に虚偽が認められたものは失格とする。

(11) 実施要項の入手方法および場所

告示日から、守山市健康福祉部長寿政策課にて配布およびホームページに掲載する。

13 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書（様式は問わない）にて、令和5年5月1日（月）午後5時までに、守山市健康福祉部長寿政策課高齢福祉係に提出すること。提出方法は、持参、郵送、FAX、メールとする。電話および口頭による受付は出来ないので留意すること。

14 審査方法および審査基準

(1) 審査員構成

プロポーザル等の審査は、次の6人の審査員が行う。

部次長級2人、主管課職員等4人

(2) 審査項目

	審査項目	審査配点
A	栄養改善（弁当） ・献立 ・食事の配慮 ・容器	30点
B	安否確認（訪問） ・見守り ・非常時の協力	30点
C	業務の実施体制 ・実績 ・マニュアルの整備状況と内容 ・利用者対応	30点

(3) 審査スケジュール

上記8「事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順」のとおり

(4) 審査結果の通知

令和5年6月5日（月）に審査結果の通知文を発送する。

15 提案書等の取り扱い

(1) 提案書の内容に関する著作権は、作成者に帰属する。ただし、守山市は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書等は返却しない。

(2) 本件に関して公文書公開請求があった場合は、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に基づき、採択された事業所名および採択事業者の提案書類は公開することがある。

16 提案に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

17 問い合わせ先

〒524-0013 滋賀県守山市下之郷三丁目 2 番 5 号 守山市福祉保健センター内
守山市健康福祉部長寿政策課 担当：徳永
電話 077-584-5474 FAX 077-581-0203
メール choju@city.moriyama.lg.jp